

令和8年度奈良県地域資源活用・地域連携サポート事業 委託業務説明書

1 委託業務名

令和8年度奈良県地域資源活用・地域連携サポート事業委託業務

2 業務の目的

奈良県内における地域資源活用・地域連携事業体*の経営改善や経営全体の付加価値向上の取組を支援するための相談窓口となる「地域資源活用・地域連携サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）」を設置し、地域プランナーの選定・登録及び支援対象者等への派遣等を行うことを目的とする。

※地域資源活用・地域連携事業体とは、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む事業者等をいう。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月10日（水）まで

4 業務の内容

(1) サポートセンターの設置

奈良県内に地域資源活用・地域連携の支援拠点となるサポートセンターを設置し、事業全体の責任者である統括企画推進員、支援のコーディネートを行う企画推進員及び経理責任者を定め、支援対象者等への経営改善戦略の作成及び実行を支援する。また、経理部門においては、複数の者によるチェック体制を整えること。

① 地域プランナー候補者の募集

サポートセンターから支援対象者に派遣する地域プランナーを募集すること。なお、地域プランナーの選定基準については、バリューチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断の経験を有する者及び食品衛生管理、知的財産、人材育成、地域活性化等の特定の専門的な知識、経験を有する者のほか、これらの各分野の課題解決を効率的に行うためにデジタル技術の活用に関する専門的な知識、経験を有する者とする。

② 支援対象候補者の募集

県内の地域資源活用・地域連携事業体等に対し、支援を必要とする支援対象候補者を公募すること。

(2) 地域委員会（4回程度想定）の開催

地域委員会を設置・開催し、次の①～④を行うこと。

① 地域プランナーによる活動支援に係る方針の検討・作成

② (1) ①で募集した地域プランナー候補者から、(2) ①で作成した活動方針を踏まえ地域プランナーを選定する。

③ (1) ②で公募した支援対象候補者の中から、地域プランナー等を派遣する支援対象者等（12名程度を想定）を決定する。また、必要に応じ、重点支援対象者を選定する。

④支援対象者等に対する地域プランナー等の派遣による経営改善に向けた支援の効果を検証するとともに、経営改善状況を踏まえ、PDCA サイクルを活用した経営改善戦略の実行及び管理が行われているか点検・評価を行い、必要に応じて経営改善戦略の見直しについて提言を行うこと。

(3) 支援対象者等に対するサポート活動等

①相談窓口の設置

地域資源活用・地域連携事業体等の各種相談に対応するための相談窓口を設置し、相談に対して助言を行い、その内容を記録すること。

②地域プランナー等の派遣

地域委員会において決定した支援対象者に対して、経営改善戦略の作成及び実行を支援するため、地域プランナー等を派遣すること。地域プランナー等の派遣回数は概ね 72 回を想定すること。地域プランナー等の派遣の際には、企画推進員が同行し、その後の支援対象者への支援のコーディネートをを行うこと。サポートセンターによる対応が困難な場合は、中央サポートセンターにプランナーの派遣を依頼し、連携して支援対象者への支援を行うこと。

③重点支援対象者への支援

地域資源活用・地域連携事業体等の経営改善戦略の実行を重点的に支援する必要があると地域委員会で決定した場合は、中央サポートセンターにエグゼグティブプランナーによる支援を要請すること。

④支援シートの作成

支援シートを作成・管理すること。支援シートの作成に当たっては、支援対象者等から財務諸表等支援に必要な資料の提供を受けるものとする。また、県内の支援機関及び中央サポートセンターと連携して支援を行う場合は、①および②で作成した支援記録又は支援シートに記載された個人情報及び農林漁者等の営業秘密について、あらかじめ支援対象者等の同意を得た上で共有すること。

⑤地域プランナーの活動評価

支援シートに記録した地域プランナーの活動実績を整理し、その評価をすること。

⑥地域プランナーの登録状況及び派遣実績の報告

地域プランナーの登録状況及び派遣実績に関する報告書を 9 月 30 日及び事業完了時までに県に提出すること。

(4) 過去の支援対象者への経営改善状況調査の実施

これまでに地域プランナー等の支援を受けた地域資源活用・地域連携事業体に対して、経営改善状況を調査し、地域委員会に報告すること。

5 委託業務の対象となる経費

業務の経費として計上できる経費は、農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)のうち地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業により交付される次の経費とする。

【交付対象経費】

地域委員会開催に係る委員謝金・旅費等、ウェブサイト構築・運用に必要な手当、実施案内作成費、サポート活動実施に係る地域プランナー謝金・旅費等、経営改善状況調査に係る調

査票印刷費、集計整理賃金等、事業推進に係る企画推進員手当・旅費等、事業管理運営に係る管理運営手当、資料印刷費、通信機器類等リース料、通信運搬費、情報提供費、消耗品費等

【対象とならない経費】

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることはできない。

- ・本業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価としての労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- ・拠点となる事務所の借り上げ経費
- ・その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費を証明できない経費

6 成果品

本業務の成果品及び納期は、以下のとおりとする。

- ・実績報告書（成果報告書、収支報告書、支出証拠書類、業務日誌、その他業務の成果に関する資料、その他知事が必要と認める書類）
- ・納期：令和9年3月10日（水）

7 その他留意事項

- （1）支援対象者等は、支援実施後3年間の経営改善目標を自ら掲げる者とする。また、支援実施年度以降、目標年度の翌年まで毎年、経営状況報告書を作成し、サポートセンターに提出することについて、あらかじめ同意が得られる者とする。
- （2）地域資源活用・地域連携に取り組む事業体の経営改善戦略の支援に十分対処できるよう、中央サポートセンターと適切な連携を図ることとする。
- （3）翌年度に本事業を実施する者が変更される場合においても、支援活動を後年度にわたって円滑に行うことができるよう、あらかじめ個人情報の取り扱いについて地域資源活用・地域連携事業者等から同意を得る等必要な措置を図り、支援シート、支援記録及び地域プランナーの評価に関する情報の引き継ぎを適切かつ確実に行うこと。
- （4）特定の農林漁業者等や企業、団体のみの利益追求のために実施するものではないため、受託者及び地域プランナーは、本事業の実施に当たり、支援を受けた者から費用を受領することはできない。
- （5）受託者及び地域プランナーは、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならない。また、事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- （6）経理については、複数の者のチェック体制が確立されており、本業務にかかる経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、支出証拠書類を整備し、事業が終了した日の属する会計年度の終了後5年間保管します。
- （7）人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するほか、地域プランナーの謝金は6,500円/時間とすること。

- (8) 本業務の適正な執行に必要であるときは、受託者に対して状況を報告させ、又は事業所に立ち入り、関係帳簿類、その他必要なものを検査、関係者への聞き取りを行う場合がある。
- (9) 業務終了後、実績報告を確認し、委託料を支払うものとします。

8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び同法第 8 条の規定に基づいて個人情報保護委員会が定めた告示に従い、適正に取り扱うこと。また、本業務を通じて得た営業秘密を漏えいさせないための措置が講じられていること。さらに、地域プランナーがその在任中及び離任後、その業務に関して知ることのできた個人情報及び営業秘密の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないようにするため、地域プランナー登録に当たり、秘密保持に関する誓約書を提出させること。
- (2) 受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要であると認めるときは、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (4) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱いは、次のとおりとする。
 - ①構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
 - ②本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、そのすべて奈良県に帰属するものとする。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たっては、県と協議し、適時連絡、確認を取りながら行うものとする。
- (2) 本事業は、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2885 号、農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2872 号、農林水産省農村振興局長通知）により実施するものとする。
- (3) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うこととする。
- (4) 別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

令和 年 月 日

実績報告書

奈良県知事 殿

所在地
商号
代表者名

下記業務を完了したので報告します。

記

- 業務の名称 令和8年度奈良県地域資源活用・地域連携サポート事業委託業務
- 契約年月日 令和 年 月 日
- 業務期間 自：令和 年 月 日
至：令和 年 月 日
- 成果品
 - 成果報告書
 - 収支報告書
 - 支出証拠書類
 - 業務日誌
 - その他業務の成果に関する資料
 - その他知事が必要と認める書類